

足利市議会基本条例 検証結果報告書

平成30（2018）年9月

足利市議会 議会運営委員会

【目 次】

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 検証体制について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 検証の取組状況について・・・・・・・・ P 1
- 4 検証方法について・・・・・・・・ P 2
- 5 検証結果について・・・・・・・・ P 2～P 1 3
- 6 付言事項について・・・・・・・・ P 1 3～P 1 4
- 7 むすびに・・・・・・・・ P 1 4～P 1 5

《参考資料》

- 議会基本条例達成状況検証実施要領・・・・・・・・ P 1 6

1 はじめに

足利市議会基本条例（以下「条例」という。）は、議長の諮問機関である足利市議会改革推進協議会の検討項目として取り上げられ、同協議会の専門部会として立ち上げられた「条例部会」において、平成24年9月から16回の審議とパブリックコメントを経て、平成25年6月19日の本会議において可決され成立し、施行されました。

この条例は、議会が常に市民の代表機関であることを自覚し、市民及び市長等との関係、議会及び議員の活動原則など議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政発展に寄与することを目的とする条例で、前文と第8章30条の本則及び附則で構成される本市議会の最高規範です。

この条例の第30条には、一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて、議会運営委員会において検証するものと定められていることから、議会運営委員会において検証を行いました。

本委員会では、条例に規定された各条文を検証し、議会自らが行う活動が条文の目的を達成しているのか議論を重ね、その検証結果と評価がまとまったため、委員の総意により委員会として結果をここに報告するものです。

2 検証体制について

議会運営委員会 5人

委員長	栗原 収	議員
副委員長	大島 綾	議員
委員	大須賀 幸雄	議員
委員	横山 育男	議員
委員	杉田 光	議員

3 検証の取組状況について

回数	開催日	検証内容
1	H30. 3. 14	前文及び第1条から第8条までについて
2	H30. 4. 16	第9条から第13条までについて
3	H30. 5. 15	第14条から第19条までについて
4	H30. 6. 22	第20条から第24条までについて
5	H30. 7. 17	第25条から第30条までについて
6	H30. 8. 10	全条文の総括的な検証・報告書素案の検討
7	H30. 9. 20	報告書の決定

4 検証方法について

検証方法については、議会基本条例達成状況検証実施要領を定め、要領に基づき検証に取り組むこととしました。

5 検証結果について

○足利市議会基本条例

前文

足利市議会（以下「議会」という。）は、足利市民（以下「市民」という。）に選ばれた足利市議会議員（以下「議員」という。）で構成する代表機関であり、同じく市民に選ばれた足利市長（以下「市長」という。）とともに市民の意思を代弁する責務を負っている。これら二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の議事機関として、二元代表制の一翼を担い市民福祉の向上及び市勢の伸展に努めなければならない。

そのために、議会は、その責務を自覚して、行政に対する監視機能及び立法機能を十分発揮し、最良の意思決定を行うため、地方自治の本旨の実現を使命とし、自治体の自立に対応できる議会へと自ら改革するものである。

さらに、議会は、この自己変革にあたり、市民の多様な意見を把握するため、これまで以上に公平、公正かつ透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、広く情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくよう努めなければならない。

議会は、平成10年から議会改革推進協議会を設置し、以後積極的に議会改革の取組を進めてきたが、これまで以上に不断の努力を積み重ねることにより更なる改革を遂行し、市民から信頼される議会、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指すべく、ここに議会の最高規範としての足利市議会基本条例を制定するものである。

評価内容	議会報告会・意見交換会の開催や議会ホームページ、ブログなどを活用して広く情報の提供と共有化を図り、また、議会改革推進協議会による協議を継続して行っています。	評価	A	改正	無
------	--	----	---	----	---

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

評価内容	条例の根幹であり、文言や内容に問題はないため対象外とします。	評価	—	改正	無
------	--------------------------------	----	---	----	---

第2章 議会及び委員会等の運営

(議会の運営原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 足利市議会議長（以下「議長」という。）及び足利市議会副議長（以下「副議長」という。）の選出にあたり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。

評価内容	議会報告会・意見交換会により市民の意見を把握し、一般質問へ反映したほか、各種会議の公開やホームページの充実に努めています。また、正副議長の選出に当たっては立候補者の所信表明を実施しています。	評価	A	改正	無
------	---	----	---	----	---

(議長の活動原則)

第3条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

評価内容	公平中立な立場で議会運営を行うとともに、少数意見にも配慮する民主的な運営に努めました。	評価	A	改正	無
------	---	----	---	----	---

2 議長は、議案の審議に用いる資料を市民に提供する等、分かりやすい議会運営を行うものとする。

評価内容	市民にわかりやすい資料づくりに努めましたが、よりわかりやすくするため、さらなる工夫を要します。	評価	B	改正	無
------	---	----	---	----	---

(議員間の自由な討議中心の運営)

第4条 議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

評価内容	「議会申し合わせ事項」に追加されておらず、実施されていません。	評価	C	改正	無
------	---------------------------------	----	---	----	---

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を促進し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

評価内容	自由討議は実施していませんが、条例制定や意見書等議案提出を行いました。	評価	B	改正	無
------	-------------------------------------	----	---	----	---

(委員会の適切な運営)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、市政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。

評価内容	政策立案及び政策提言ともに行われませんでした。が、議会閉会中において委員会視察などの活動は行われました。	評価	B	改正	無
------	--	----	---	----	---

2 委員長は、委員会審査にあたって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい運営を行うものとする。

評価内容	市民にわかりやすい資料づくりに努めましたが、よりわかりやすくするため、さらなる工夫を要します。	評価	B	改正	無
------	---	----	---	----	---

3 委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、足利市議会委員会条例（昭和42年足利市条例第21号）で定めるものとする。

評価内容	他の条例への委任規定であり、文言や内容に問題はないため対象外とします。	評価	—	改正	無
------	-------------------------------------	----	---	----	---

(全員協議会)

第6条 議会は、市政に関する課題等について協議又は調整を行うための場として、議員全員で構成する全員協議会を置く。

評価内容	全員協議会設置規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
------	----------------------------------	----	---	----	---

2 全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

評価 内容	細部委任規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
----------	-------------------------------	----	---	----	---

(常任委員協議会)

第7条 議会は、各常任委員会の所管事項に関する施策等について、報告及び説明の聴取並びに協議を行うための場として、常任委員会の委員で構成する常任委員協議会を置く。

評価 内容	常任委員協議会設置規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
----------	------------------------------------	----	---	----	---

2 常任委員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

評価 内容	細部委任規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
----------	-------------------------------	----	---	----	---

(情報提供、情報公開等)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

評価 内容	議会だよりや議会ホームページによる情報提供のほか、議会報告会・意見交換会の実施による情報の共有を推進していますが、インターネット配信には至っていません。	評価	B	改正	無
----------	--	----	---	----	---

2 本会議その他次に掲げる会議は原則として公開する。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 全員協議会
- (5) 常任委員協議会

評価 内容	本条項に掲げられた会議については全て公開しています。	評価	A	改正	無
----------	----------------------------	----	---	----	---

3 前項各号に掲げる会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

評価 内容	細部委任規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
----------	-------------------------------	----	---	----	---

第3章 議員の責務及び活動

(議員の活動原則)

第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努めること。
- (2) 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動すること。

評価 内容	議員は市民の代表であることを自覚し、広く市民の意見、要望等を的確に把握するとともに自己研さんに努めています。	評価	A	改正	無
----------	--	----	---	----	---

(会派)

第10条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

評価 内容	結成された会派が活動し、本市の課題、議案等の調査研究のため勉強会等を開催するなどして考え方や理念の共有に努めています。	評価	A	改正	無
----------	---	----	---	----	---

2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

評価 内容	議案等の審査、主要施策に対する提言等を会派内で議論し、議員間の合意形成を図っています。	評価	A	改正	無
----------	---	----	---	----	---

3 議長及び副議長は、職務の公平性を確保するため会派を離脱しなければならない。

評価 内容	議長及び副議長は会派を離脱しています。	評価	A	改正	無
----------	---------------------	----	---	----	---

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

評価内容	議員はその地位に基づく影響力を踏まえ、市民に疑惑を招くようなことのないよう努めています。	評価	A	改正	無
------	--	----	---	----	---

2 議員は、足利市議会議員の政治倫理に関する条例（平成14年足利市条例第41号）を規範とし、遵守しなければならない。

評価内容	条例に基づき、4議員の政治活動に対して審査会を開催しました。	評価	A	改正	無
------	--------------------------------	----	---	----	---

(政務活動費の交付等)

第12条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提案等が確実に実行されるよう、議員個人に対して交付する。

評価内容	各種研修会への参加、先進地視察等の政務活動を積極的に実施し、一般質問等をとおして政策提言しています。	評価	A	改正	無
------	--	----	---	----	---

2 政務活動費に関し必要な事項は、足利市政務活動費の交付に関する条例（平成13年足利市条例第4号）に定め、議員はこれを遵守しなければならない。

評価内容	公平性、透明性を確保するため、積極的に市民に公開しています。	評価	A	改正	無
------	--------------------------------	----	---	----	---

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

評価内容	研修会、勉強会は未実施でしたが、会派及び議員個人での研修会参加がありました。	評価	B	改正	無
------	--	----	---	----	---

第4章 市民と議会の関係

(議会報告会)

第14条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市民に対し議会活動及び市政に関する情報を提供するとともに、市民及び議会が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を行うものとする。

評価内容	平成25年度は全市対象で2回、平成26年度は公民館単位で8回実施するなど、積極的に取り組んでいます。	評価	A	改正	無
------	--	----	---	----	---

2 議会報告会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

評価内容	細部委任規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
------	-------------------------------	----	---	----	---

(専門的事項に係る調査)

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

評価内容	該当事案なしのため、未実施でした。	評価	C	改正	無
------	-------------------	----	---	----	---

(公聴会等の活用)

第16条 議会は、法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人招致の制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

評価内容	該当事案なしのため、未実施でした。	評価	C	改正	無
------	-------------------	----	---	----	---

2 前項の規定は、委員会について準用する。

評価内容	該当事案なしのため、未実施でした。	評価	C	改正	無
------	-------------------	----	---	----	---

(意見の聴取等)

第17条 議会は、請願又は陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの(団体である場合はその代表者)から意見を聴取するものとする。

評価 内容	請願・陳情提出者からの意見陳述の申し出に基づき、意見聴取を実施しました。	評価	A	改正	無
----------	--------------------------------------	----	---	----	---

(議決状況等の公表)

第18条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

評価 内容	議会ホームページ及び市議会だよりにて各議員の賛否、議決の状況について適切に公表しています。	評価	A	改正	無
----------	---	----	---	----	---

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

評価 内容	市議会ホームページを開設し、適切に実施しています。	評価	A	改正	無
----------	---------------------------	----	---	----	---

第5章 市長等と議会及び議員の関係

(一問一答)

第20条 本会議、委員会その他会議(以下「本会議等」という。)における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

評価 内容	平成16年第2回市議会定例会から一問一答方式を導入しています。常に的確な答弁が得られるよう努めていますが、一部、一問一答になっていない場面も見受けられます。	評価	A	改正	無
----------	--	----	---	----	---

(反問権)

第21条 市長等は、本会議等における質疑応答において、質問又は質疑（次項において「質問等」という。）の内容が明らかでないときは、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

評価内容	条例に基づいた事例はなかったものの、内容の確認は条例制定以前から答弁の中で行っています。	評価	B	改正	無
------	--	----	---	----	---

2 前項の場合において、反問とは、質問等の趣旨及び内容を確認するための発言をいう。

評価内容	検証対象外ではありますが、現在の「質問等の趣旨及び内容を確認する」から反問権の範囲を広げることも検討すべきと考えます。	評価	—	改正	無
------	---	----	---	----	---

(文書質問)

第22条 議員は、政策、施策等をより深く理解するために、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対して文書により質問することができる。この場合において、市長等は、文書により回答を行うものとする。

評価内容	足利市議会議員調査取扱要領に基づき、文書による議員調査は行っていますが、本状に規定する文書質問の事例はありません。	評価	C	改正	無
------	---	----	---	----	---

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第23条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下この条において「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にするため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (5) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (6) 関係法令及び条例等
- (7) 政策等の実施に係る財源措置
- (8) 将来にわたる効果及び費用

評価内容	概ね適正に行われています。	評価	A	改正	無
------	---------------	----	---	----	---

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第24条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成し、説明するよう求めることができる。

評価内容	適切に実施されています。	評価	A	改正	無
------	--------------	----	---	----	---

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第25条 法第91条第1項の規定に基づく議会の議員の定数(以下この条において「議員定数」という。)は、議会制民主主義における重要な要素であることに照らし、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

評価内容	過去数回にわたり、議会自ら適正規模を検討し近隣他市に先駆け実施しています。	評価	A	改正	無
------	---------------------------------------	----	---	----	---

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、十分な審議時間を確保し、議会改革の本旨を踏まえた、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を尊重した上で、検討するものとする。

評価内容	議員定数を削減したことで、委員会等での議論に支障を来たさぬよう委員会の統合などに努めています。	評価	A	改正	無
------	---	----	---	----	---

3 議員定数は、足利市議会議員定数条例(平成14年足利市条例第32号)で定めるものとする。

評価内容	細部委任規定であり文言や内容に問題ないため対象外とします。	評価	—	改正	無
------	-------------------------------	----	---	----	---

(議員報酬)

第26条 議会は、議員報酬の額の改定を行うに当たっては、足利市特別職報酬等審議会条例(昭和39年足利市条例第53号)第2条に規定する足利市特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

評価内容	特別職報酬審議会からの要請等はありませんでした。	評価	A	改正	無
------	--------------------------	----	---	----	---

2 議員報酬は、特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年足利市条例第 14 号）で定めるところによる。

評価 内容	条例の定めるところにより、適正に取り扱 っています。	評価	A	改正	無
----------	-------------------------------	----	---	----	---

第 7 章 議会の補助的機構等

（議会図書室）

第 27 条 議会は、議員の政策立案能力等の向上及び調査研究の推進のため、法
第 100 条第 19 項の規定により附置する議会図書室の充実に努めるものとす
る。

評価 内容	市民の利用に供するため、議会図書室の整 備をする必要があります。	評価	C	改正	無
----------	-------------------------------------	----	---	----	---

2 議会図書室の運営に関し必要な事項は、足利市議会図書室規程（昭和 27 年
5 月 10 日公布）で定めるものとする。

評価 内容	細部委任規定であり文言や内容に問題な いため対象外とします。	評価	—	改正	無
----------	-----------------------------------	----	---	----	---

（議会事務局の体制整備）

第 28 条 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議会事務局の調査
及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

評価 内容	適切に運営が行われています。	評価	A	改正	無
----------	----------------	----	---	----	---

第 8 章 最高規範性及び検証

（最高規範性）

第 29 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣
旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

評価 内容	議会における最高規範として位置づけら れています。	評価	A	改正	無
----------	------------------------------	----	---	----	---

(達成状況の検証)

第30条 議会は、一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて、議会運営委員会において検証するものとする。

評価内容	検証作業が後期になっています。	評価	B	改正	無
------	-----------------	----	---	----	---

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

評価内容	条例制定後初めての検証であるため、検証対象外とします。	評価	—	改正	無
------	-----------------------------	----	---	----	---

(評価内訳)

評価内容	項目数
A：達成	25
B：一部達成	8
C：未達成	6
—：対象外	12

6 付言事項について

本市議会の最高規範である条例は、社会情勢、経済情勢等市民の実情を捉え、多角的な視点で適切に改善し続けることにより、本市議会の資質が担保されます。

今回の検証において、「C」評価された事項等、今後、その対応が必要と思われる事項について、第25期以降、全議員参画の下協議することを申し送るため以下のとおり付言します。

(1) 議員間の自由な討議中心の運営について（第4条関係）

議会は言論の府であること及び合議体であることを踏まえ、市政の論点等を明らかにするためにも自由な討議を行うことが必要とされています。しかしながら、そのための取り組みが十分とは言えない状況であることから、会議規則等にその実施方法を規定することで自由討議の活性化が図れるよう検討する必要があります。

(2) 専門的事項に係る調査及び公聴会等の活用について（第15条、第16条関係）

議案内容が専門的分野の知識を要する場合、学識経験者の審査並びに専門的事項に係る調査を活用し、または、公聴会制度並びに参考人招致等を活用し、討議に反映させるため、そのための具体的手法についてあらかじめ検討しておく必要があります。

(3) 文書質問について（第22条関係）

会期中または閉会中にかかわらず、市政全般について議長を経由して市長等に文書を持って質問できる制度はあるものの、より軽微な議員調査をもって代替されていることから当該制度が活用されていません。

政策、施策等より深く理解するためにも積極的な活用が図られるよう検討する必要があります。

(4) 議会図書館について（第27条関係）

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとするがありますが、現状は十分にその役割を果たしているとは言えず、議員が調査研究に活用できるスペースの確保や必要な図書、資料等が配置されているかなどを含め、今後その充実に努めるべきです。

(5) 達成状況の検証について（第30条関係）

条例の達成状況の検証については、一般選挙後、速やかに議会運営委員会において検証するものとされておりますが、条例制定後の初めての検証が任期中の最終年であるこの時期になってしまったことは遺憾であります。

しかしながら、結果論ではありますが、この時期だからこそ検証結果を来期の市議会へ申し送りすることができる点では有益であると判断できます。

そこで、現行年1回とされている検証を先進的な取り組みを行っている市議会の例に倣い、改選後及び改選直前の複数回実施することについて検討する必要があると思われま

7 むすびに

(1) 次期（第25期）への申し送りについて

本条例の前文に理念が網羅されておりますが、議会は常にこのことを議員間で共有していなければならない、そのためにも、改選後新たに当選した議員はもとより前任期から引き続き当選した議員も含め、本条例についての制定の過程、条例の解釈や理念について十分な認識、自覚のため議員研修を行う必要があると思われま

また、今回は基本条例制定後、初めての検証事務であり、どのような手法を採用すべきか検討を重ねた結果、委員長案を作成し、これをたたき台として各委員がそれぞれの会派に持ち帰り議論した上で作業部会において検証を進めたところです。しかしながら、より議論を深める意味では、各会派において逐条検証したものを持ち寄り、これをたたき台として作業部会において議論した方が多くの視点から検証できるものと思われま

(2) 総括

このたび、条例について逐条検証を行った結果、改めて課題に気がつかされたことから、条例検証の意義が認められました。先進的な取り組みをしている議会では毎年、条例の検証を実施しているところもあり、実施回数は今後の課題と言えます。

今回の検証結果としては概ね目的を達成していると評価できますが、課題も見受けられることから、本条例の目的達成のため更なる努力が必要であると言えます。

今後も社会状況や市民ニーズ等の変化に対応していくため、定期的な条例検証に加え、外部の視点による検証も取り入れていくべきと考えます。

○ 議会基本条例達成状況検証実施要領

本要領は、足利市議会基本条例第30条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法を定めることとする。

1 検証の方法等について

(1) 検討体制

- ①議会運営委員会 5名 委員長 栗原 収
副委員長 大島 綾
委員 杉田 光、横山 育男、
大須賀 幸雄

(2) 検証の進め方

- ① 全30の条項について、一条一項ずつ検証を行うこととする。
② 検証は3段階で評価することとする。
③ 評価に際しては、その検証の内容や理由等を記載することとする。
④ 検証については、下記の達成状況検証表により行うこととする。

【達成状況検証表】

- A：達成 … 当該条項は、概ね（8割程度）目的を達成した。
B：一部達成 … 当該条項は、概ね一部（5割程度）目的を達成した。
C：未達成 … 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下）
—：対象外 … 当該条項は、検証の対象外とする。

2 検証の結果について

(1) 議会への報告について

検証結果については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、議員総会等の場で報告を行うこととする。